

## 改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））  
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

## 入管法

## 1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

## 2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

## 3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

## 4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

## 4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

## 育成就労法（技能実習法の抜本改正）

## 1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(育成就労法)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

## 2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件(注5)を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。

## 3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

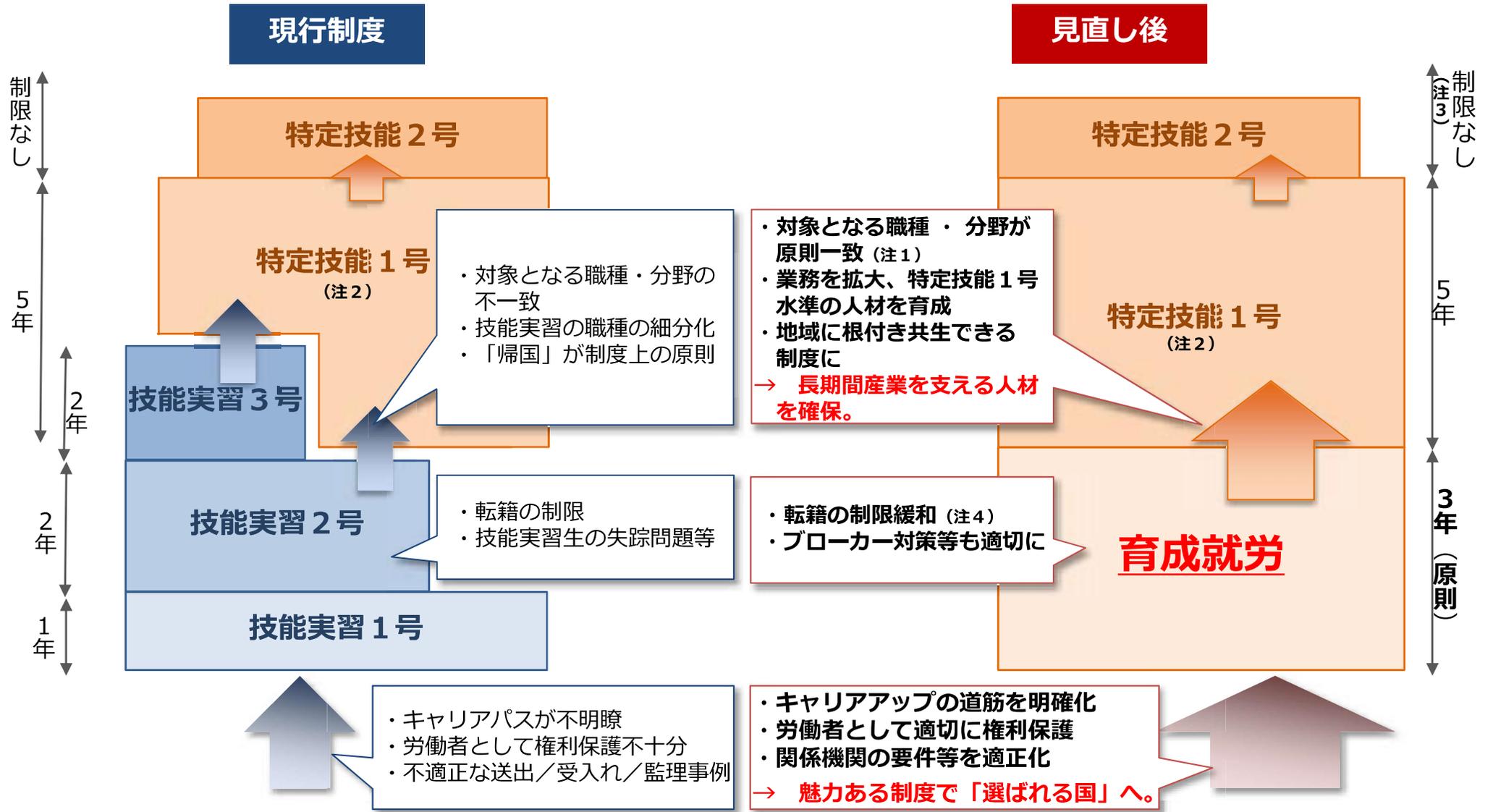
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

# 制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
  - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
  - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
  - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

らんぼう

# 乱暴はダメ!!!



↓このリーフレットの掲示場所はこちら↓



必要なのは

# 思いやり。

※ 暴行等の人権侵害行為があると、技能実習生等の受入れができなくなります。



ISA

世界をつなぐ。未来をつくる。

## 出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

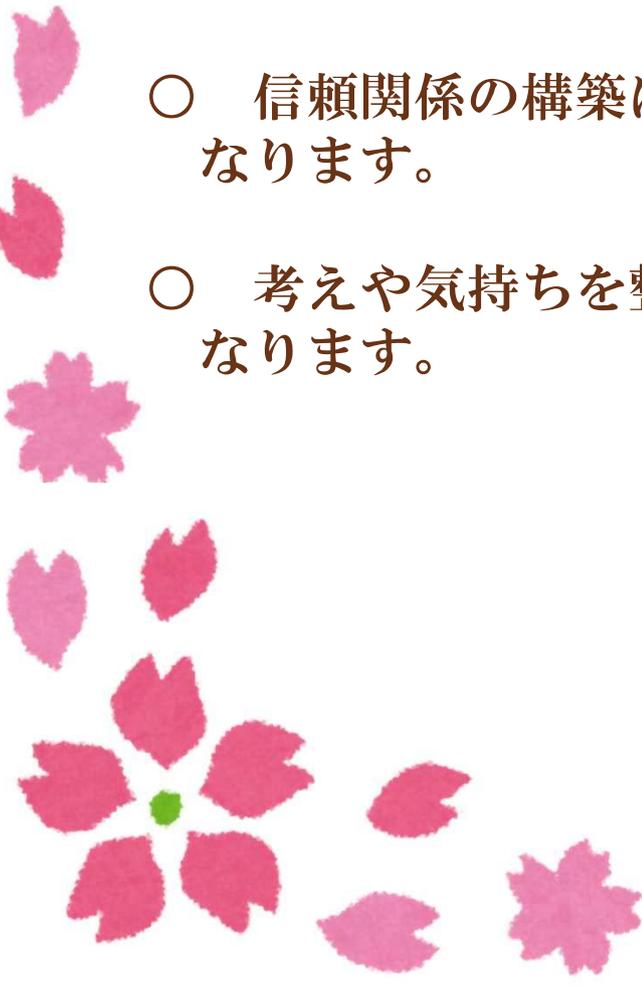
Immigration Services Agency

～外国人を雇用する受入機関の皆さんへ～

# こうかんノート 始めてみませんか

- 日本語に慣れるので読み書きが上達します。
- 信頼関係の構築につながり悩みを相談しやすくなります。
- 考えや気持ちを整理し、言語化できるようになります。

↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



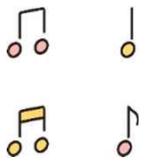
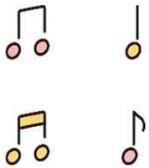
～にほんで はたらく みなさんへ～



かいしゃのひと

と

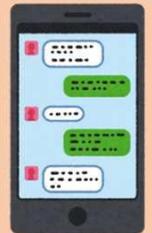
コミュニケーション



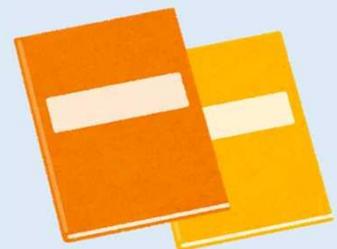
おはなし



アプリで  
トーク



こうかんノート



↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

## 外国人技能実習生の失踪を発生させないために

### 失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

### 失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

**○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。**

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

**○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。**

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

**○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。**

**○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。**

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

### 広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



The screenshot shows a video player interface. On the left, there is a video thumbnail of a kitchen with staff in white uniforms. The main area displays a blue menu with the following text:

- 8か国語での申告・相談が  
電話・メール・手紙で可能
- 外国人技能実習機構
- ベトナム語      英語
- 中国語            タイ語
- インドネシア語    カンボジア語
- フィリピン語      ミャンマー語
- 母国語相談 //
- みなさんの母国語で相談を行うことができます

On the right, there is a white silhouette of a person with a large red 'X' over it, and a caption below: 決してこのような誘いには乗ってはいけません

動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応  
掲載リンク：[https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01\\_00182.html](https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html)（出入国在留管理庁ウェブサイト）

## もし失踪が発生してしまったら・・・？

### Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

### Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

### Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
  - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
  - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

### Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

## 妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

## 技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

### <妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

## 技能実習生と話し合っていたいただきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

## 技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

### 【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

### （※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

## 問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL: 03-3453-8000)

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

(協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所)

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

- ・日本では、妊娠したことで解雇することは法律で禁止しています。
- ・送出機関や監理団体は、あなたの妊娠を理由に、**あなたに帰国を強制することは許されません。**
- ・解雇されそうになったり帰国するよう言われたら、**外国人技能実習機構(OTIT)へ相談してください。**OTITが支援します。※連絡先は裏面を見てください

## 妊娠したらどうしたらいいの？

- ☑ 妊娠に気付いたら、監理団体の相談窓口や実習実施先の責任者に妊娠したことを伝えましょう。
- ☑ 外国人技能実習機構や、住んでいる場所の相談窓口にも相談できます。  
※連絡先は裏面を見てください
- ☑ 住んでいる市町村の窓口で、妊娠の届出をしましょう。
- ☑ 市町村の窓口で、母子健康手帳と妊婦健康診査の受診券などが貰えるので、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受診しましょう。

## 妊娠しても働けるの？

- ☑ 日本では、妊娠等を理由に解雇や不利益取扱いをすることは禁止されています。あなたが希望すれば、技能実習を続けることができます。
- ☑ 日本では、子どもが生まれる予定日の6週間前から仕事を休むことができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金（いつもの賃金の平均6割程度）が支払われます。

## 出産後、技能実習を続けられる？

- ☑ 日本では出産後、あなたの身体の健康のため、原則8週間は仕事をすることができません。そのあと、技能実習を再開することができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金（いつもの賃金の平均6割程度）が支払われます。

- ☑ 技能実習を中断し、帰国して出産した場合も、再度入国して技能実習を再開することができます。（手続きが必要です。）
- ☑ 技能実習の再開は、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。技能実習の再開や再開時期の希望を監理団体・実習実施者に伝えましょう。

## 相談先

お困りごとは外国人技能実習機構(OTIT)に相談してください  
(電話またはメールでの相談が可能です)

対応言語	対応日時	電話番号	OTIT 母国語相談サイトURL
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/</a>
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-169	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/</a>
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/</a>
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/</a>
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/</a>
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/</a>
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/</a>
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/</a>

妊娠中の心配ごとをはじめとした生活に関するお困りごとは住んでいる地域の相談窓口でも相談できます

地域における相談窓口 (外国人生活支援ポータルサイト)	<a href="http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf">http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf</a> ※各窓口によって対応可能な言語が異なります。
多言語生活相談窓口 ( (一財)自治体国際化協会)	<a href="http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html">http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html</a>

「生活・就労ガイドブック」にも  
出産・子育てに関する情報が載っています



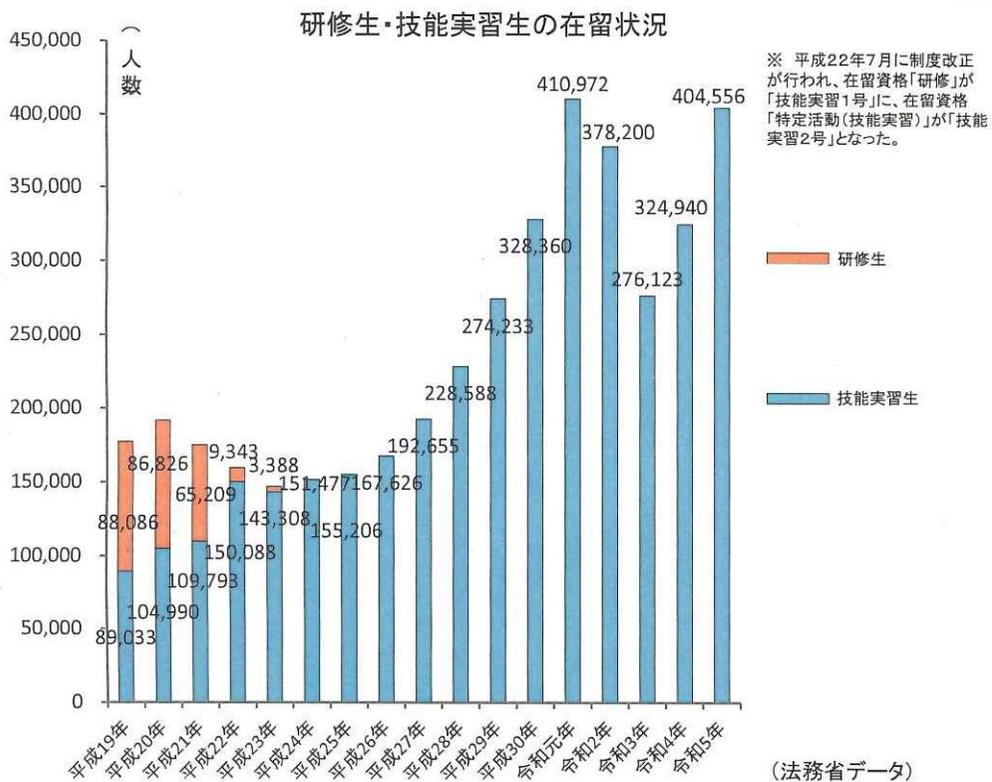
<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

対応言語：日本語（やさしい日本語を含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール(カンボジア)語、フィリピン語、モンゴル語

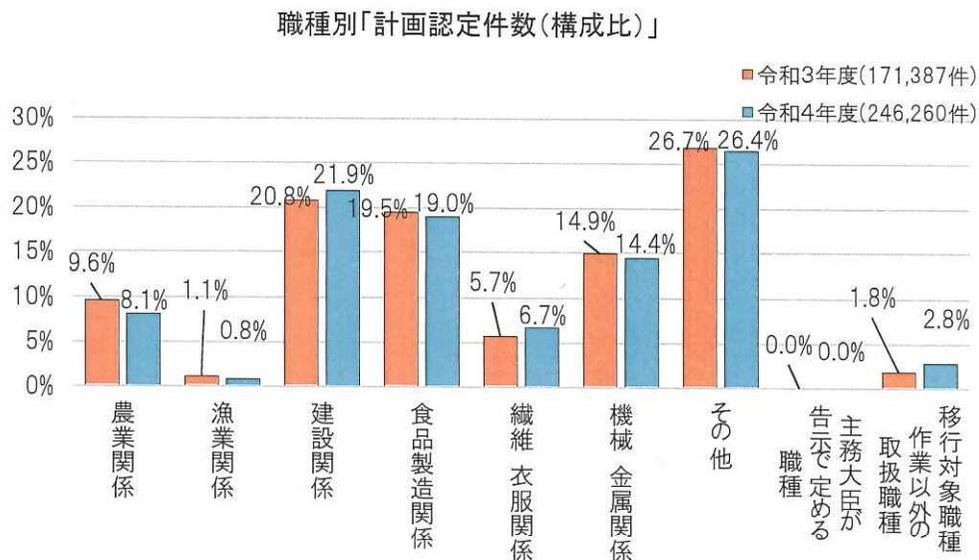
出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構

# 技能実習制度の現状

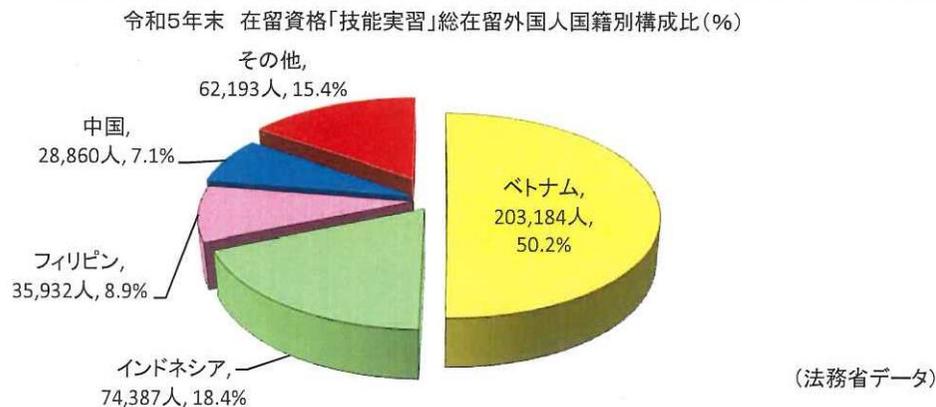
## 1 令和5年末の技能実習生の数は、404,556人



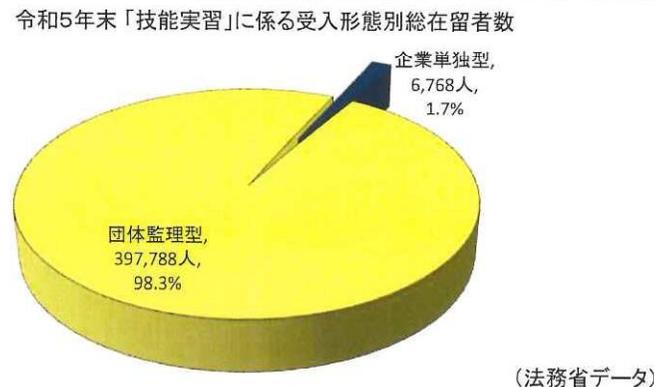
## 3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



## 2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



## 4 団体監理型の受入れが98.3%



# 職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和5年末時点：404,556人）

1 農業関係（2職種6作業）（30,171人）

職種名	作業名	在留者数
耕種農業 ● (24,466人)	施設園芸	13,431
	畑作・野菜	10,538
	果樹	497
畜産農業 ● (5,705人)	養豚	1,146
	養鶏	1,999
	酪農	2,560

2 漁業関係（2職種10作業）（3,103人）

職種名	作業名	在留者数
漁船漁業 ● (1,348人)	かつお一本釣り漁業	273
	延縄漁業	41
	いか釣り漁業	119
	まき網漁業	470
	ひき網漁業	257
	刺し網漁業	32
	定置網漁業	115
	かに・えびかご漁業	40
	樺受網漁業△	1
	養殖業 ● (1,755人)	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係（22職種33作業）（92,015人）

職種名	作業名	在留者数
さく井 (450人)	パーカッション式さく井工事	109
	ロータリー式さく井工事	341
建築板金 (2,218人)	タクト板金	902
	内外装板金	1,316
冷凍空調和機器施工 (844人)	冷凍空調和機器施工	844
建具製作 (302人)	木製建具手加工	302
建築大工 (4,232人)	大工工事	4,232
型枠施工 (11,107人)	型枠工事	11,107
鉄筋施工 (9,952人)	鉄筋組立て	9,952
とび (26,542人)	とび	26,542
石材施工 (505人)	石材加工	256
	石張り	249
タイル張り (900人)	タイル張り	900
かわらぶき (493人)	かわらぶき	493
左官 (3,261人)	左官	3,261
配管 (3,556人)	建築配管	2,803
	プラント配管	753
熱絶縁施工 (1,377人)	保温保冷工事	1,377
内装仕上げ施工 (4,917人)	プラスチック系床仕上げ工事	410
	カーベット系床仕上げ工事	198
	鋼製下地工事	691
	ボード仕上げ工事	2,874
	カーテン工事	744
サッシ施工 (463人)	ビル用サッシ施工	463
防水施工 (3,658人)	シーリング防水工事	3,658
コンクリート圧送施工 (863人)	コンクリート圧送工事	863
ウェルポイント施工 (47人)	ウェルポイント工事	47
表装 (752人)	壁装	752
建設機械施工 ● (15,331人)	押し・整地	400
	構込み	775
	掘削	10,392
	締固め	3,764
築炉 (245人)	築炉	245

4 食品製造関係（11職種18作業）（78,361人）

職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締 ● (542人)	缶詰巻締	542
食鳥処理加工業 ● (4,177人)	食鳥処理加工	4,177
加熱性水産加工食品製造業 ● (5,740人)	節類製造	447
	加熱乾製品製造	949
	調味加工品製造	4,269
	くん製品製造	75

4 食品製造関係（11職種18作業）（続き）

職種名	作業名	在留者数	
非加熱性水産加工食品製造業 ● (13,612人)	塩蔵品製造	6,629	
	乾製品製造	2,173	
	発酵食品製造	1,024	
	調理加工品製造	396	
	生食用加工品製造	3,390	
	水産練り製品製造 (1,310人)	かまぼこ製品製造	1,310
	牛豚食肉処理加工業 ● (2,940人)	牛豚部分肉製造	2,940
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (2,471人)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,471
	パン製造 (5,386人)	パン製造	5,386
	そう菜製造業 ● (38,538人)	そう菜加工	38,538
	農産物漬物製造業 ● △ (627人)	農産物漬物製造	627
	医療・福祉施設給食製造 ● △ (3,018人)	医療・福祉施設給食製造	3,018

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（25,650人）

職種名	作業名	在留者数	
紡績運転 ● (673人)	前紡工程	65	
	精紡工程	203	
	巻糸工程	28	
織布運転 ● (1,190人)	合ねん糸工程	377	
	準備工程	171	
	製織工程	996	
染色 (592人)	糸浸染	157	
	繊維・ニット浸染	435	
	ニット製品製造 (349人)	靴下製造	266
		丸織みニット製造	83
	たて編ニット生地製造 ● (190人)	たて編ニット生地製造	190
	婦人子供服製造 (17,288人)	婦人子供既製服縫製	17,288
	紳士服製造 (1,158人)	紳士既製服製造	1,158
	下着類製造 ● (904人)	下着類製造	904
	寝具製作 (463人)	寝具製作	463
	カーベット製造 ● △ (169人)	織じゅうたん製造	2
		タフテッドカーベット製造	27
	帆布製品製造 (916人)	帆布製品製造	916
	布はく縫製 (235人)	ワイシャツ製造	235
	座席シート縫製 ● (1,523人)	自動車シート縫製	1,523

6 機械・金属関係（17職種34作業）（57,260人）

職種名	作業名	在留者数		
鑄造 (3,384人)	鋳鉄鋳物鑄造	2,325		
	非鉄金属鋳物鑄造	1,059		
	鍛造 (411人)	ハンマ型鍛造	106	
		プレス型鍛造	305	
	ダイカスト (1,673人)	ホットチャンパダイカスト	152	
		コールドチャンパダイカスト	1,521	
	機械加工 (10,375人)	普通旋盤	2,266	
		フライス盤	1,796	
		数値制御旋盤	3,497	
		マシンングセンタ	2,816	
		金属プレス加工 (8,726人)	金属プレス	8,726
		鉄工 (5,074人)	構造物鉄工	5,074
		工場板金 (3,705人)	機械板金	3,705
		めっき (2,890人)	電気めっき	2,318
			溶融亜鉛めっき	572
		アルミニウム陽極酸化処理 (404人)	陽極酸化処理	404
	仕上げ (2,134人)	治工具仕上げ	291	
	金型仕上げ	283		
機械検査 (5,697人)	機械組立仕上げ	1,560		
機械保全 (1,944人)	機械検査	5,697		
	機械系保全	1,944		
電子機器組立て (7,762人)	電子機器組立て	7,762		

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）

職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て (1,994人)	回転電機組立て	373
	変圧器組立て	67
	配電盤・制御盤組立て	915
プリント配線板製造 (1,085人)	開閉制御器具組立て	319
	回転電機巻線製作	320
	プリント配線板設計	16
アルミニウム圧延・押出製品製造 ● △ (0人)	プリント配線板製造	1,069
金属熱処理業 ● (0人)	引拔加工	0
	仕上げ	2
	全体熱処理	0
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）	0
	部分熱処理（高周波熱処理・炭熱処理）	0

7 その他（21職種38作業）（109,945人）

職種名	作業名	在留者数	
家具製作 (2,161人)	家具手加工	2,161	
	印刷 (1,592人)	オフセット印刷	1,258
		グラビア印刷 ● △	334
製本 (1,920人)	製本	1,920	
	プラスチック成形 (18,921人)	圧縮成形	1,667
		射出成形	15,406
強化プラスチック成形 (852人)	インフレーション成形	693	
	ブロー成形	1,155	
	手積み積層成形	852	
塗装 (13,251人)	建築塗装	3,517	
	金属塗装	5,579	
	鋼橋塗装	544	
噴霧塗装 (21,238人)	噴霧塗装	3,611	
	手溶接 (14,148人)	手溶接	3,187
		半自動溶接	18,051
工業包装 (14,148人)	工業包装	14,148	
	紙器・段ボール箱製造 (2,199人)	印刷箱打抜き	606
		印刷箱製箱	426
陶磁器工業製品製造 ● (261人)	貼箱製造	201	
	段ボール箱製造	966	
	機械ろくろ成形	53	
自動車整備 ● (4,381人)	圧力鋳込み成形	42	
	バッド印刷	166	
	自動車整備 ● (4,381人)	自動車整備	4,381
ビルクリーニング (6,483人)	ビルクリーニング	6,483	
介護 ● (15,909人)	介護	15,909	
リネンサプライ ● △ (2,200人)	リネンサプライ仕上げ	2,200	
コンクリート製品製造 ● (1,696人)	コンクリート製品製造	1,696	
宿泊 ● △ (1,335人)	接客・衛生管理	1,335	
RPF製造 ● (99人)	RPF製造	99	
鉄道施設保守整備 ● (75人)	軌道保守整備	75	
ゴム製品製造 ● △ (1,222人)	成形加工	943	
	押出し加工	170	
鉄道車両整備 ● (2人)	混練り圧延加工	85	
	複合積層加工	24	
	走行装置検修・解き装	2	
木材加工 ● △ (0人)	空気装置検修・解き装	0	
	機械製材	0	

8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（103人）

職種名	作業名	在留者数
空港グラウンドハンドリング ● (103人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	59
ボイラーメンテナンス ● △ (0人)	客室清掃△	44
	ボイラーメンテナンス	0

9 その他非移行対象職種等（7,948人）

（注1）項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注2）職種・作業別の在留者数は、令和5年末時点の速報値である。（注3）職種・作業の項目は令和5年10月31日時点。（注4）●の職種：技能実習評価試験に係る職種。（注5）△のない職種・作業は3号まで実習可能。